

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(北海道指定 第0171501034号)

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご利用者の心身の状況やご利用者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

目	次
1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2～3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3～4
6. サービスの利用に関する留意事項	4～5
7. 苦情の受付について	5

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 北斗市社会福祉協議会
(2) 法人所在地 北斗市中野通2丁目18番1号
(3) 電話番号 0138-74-2500
(4) 代表者氏名 会長 柳谷友明
(5) 設立年月日 平成18年 2月 1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的

当事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 北斗市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
(4) 事業所の所在地 北斗市中野通2丁目18番1号
(5) 電話番号 0138-74-2500
(6) 管理者氏名 中山 祐 香
(7) 当事業所の運営方針

①事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行います。

②事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保健施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めます。

- (8) 開設年月日 平成18年2月1日
(9) 同一事業者によって提供されたものの割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 北斗市全域
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金 但し、祝祭日及び12月29日～1月3日休み
受付時間	午前8時30分～午後5時
サービス提供時間帯	午前8時30分～午後5時

※ 緊急時の場合は、各介護支援専門員が常に携帯電話持参して24時間常時連絡できる体制を取っております。

4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者（兼務）	1名			1名	事業全般
2. 主任介護支援専門員	3名			1名	

5. 当事業所が提供するサービスと料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご利用者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

〈サービスの内容〉

① 居宅サービス計画の作成

ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉

①事業者は介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

□

②居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、「北斗市介護事業所一覧表」等に基づいて、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適性に利用者又はその家族等に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

□

③介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

□

④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、利用者及びその家族等に対し、居宅サービス事業所を選択した理由を求める事ができる事の説明を行うと共に、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

- ① 居宅サービス計画作成後の便宜の供与
- ・ご利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
 - ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
 - ・ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

② 居宅サービス計画の変更

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

③ 介護保険施設への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の供与を行います。

〈サービス利用料金〉

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご利用者の自己負担はありません。

ただし、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いください。

要介護1, 2	要介護3~5
14, 090円	17, 340円

※当事業所は特定事業所加算(Ⅲ)の摘要を受けています。

(2) 交通費(契約書第8条参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前期(1)の料金・費用は、1ヶ月毎に計算しご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 下記指定口座への振り込み

道南うみ街信用金庫北斗支店 普通預金 口座番号 1052444
 口座名義人 社会福祉法人北斗市社会福祉協議会
 会長 柳谷友明

イ. 現金でのお支払い(この場合は、その場で領収書を発行します。)

前期(2)の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払いください。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② ご利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図ります。

(2) 虐待防止のための指針を整備します。

(3) 担当職員に対し、虐待の防止のための定期的な研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	管理者	中山 祐香
-------------	-----	-------

事業所は、担当職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

社会福祉法人北斗市社会福祉協議会 総務課

電話番号 0138-74-2500

FAX 0138-74-3655

○受付時間 午前8時30分～午後5時

(2) 行政機関その他苦情受付機関

北斗市役所	所在地	北斗市中央1丁目3番10号
	電話	73-3111
	担当課	北斗市保健福祉課
北海道介護保険担当	所在地	札幌市中央区北3条西6丁目
	電話	011-231-4111
北海道国民健康保険 団体連合会	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目
	電話	011-231-5161
北海道社会福祉協議会	所在地	札幌市中央区北2条西7丁目
	電話	011-241-3976

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者住所 北斗市中野通2丁目18番1号
〃 名称 社会福祉法人 北斗市社会福祉協議会
〃 代表者 会長 柳谷友明 ㊞
居宅介護支援事業所 北斗市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所

説明職者氏名 介護支援専門員 _____ ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

<利用者> 住 所 _____
氏 名 _____ ㊞

<代理人> 住 所 _____
氏 名 _____ ㊞

※ この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規程に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

〈重要事項説明書付属文書〉

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条・第11条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者にご提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、ご利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご利用者から申し出があった場合には、ご利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません（守秘義務）
 - ・サービス担当者会議など、利用者に係る他の介護予防サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

2. 損害賠償について（契約書第12条参照）

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ④ 業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合

- ⑤ 業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合